

竹田市と県内市町村からの重要なお知らせです



令和5年度から 竹田市は個人住民税の 特別徴収を徹底します

個人住民税を特別徴収（給与天引き）することは法令により定められています。大分県内市町村では、平成26年度から特別徴収の適正実施を行っており、この度、普通徴収認定要件を統一し、特別徴収の徹底を図ることとなりました。

特別徴収って何？

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である**事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、納税義務者である従業員の方に代わって、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入する制度**です。

対象となる事業所や従業員は？

所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、地方税法第321条の4及び市町村条例により、従業員の方がお住まいの市町村から、特別徴収義務者として指定されます。

原則、全ての従業員の方が対象となります。

特別徴収をしなくてもよい場合

①事業主の場合

A 受給者数が2人以下の事業所（事業所全体）

②従業員の場合

B 他の事業所で特別徴収されている（乙欄該当者を含む）

C 給与が少額で税額が引けない

D 給与の支払日が不定期（給与の支払が毎月でない）

E 退職者、退職予定者（5月末日まで）及び休職者

特別徴収制度のしくみ



個人住民税の特別徴収 Q&A

Q1 従業員が少ないし、経理事務の負担も増えるので特別徴収はしたくないのですが？

A1 従業員が少ないことや、経理担当がないといった理由で特別徴収を行わないことは認められません。個人住民税の特別徴収は、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入するになりますが、所得税のように税額計算や年末調整等の事務は必要ありません。なお、従業員が常時10人未満の事業主の場合は、市町村に対し申請し承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする「納期の特例」を利用できます。

Q2 特別徴収のメリットはなんですか？

A2 毎月の給与から差し引きされるため、従業員の方が納期ごとに金融機関や市役所・町村役場等の納付場所へ納税に行く手間が省けるうえ、納め忘れがなくなるので、滞納となって延滞金が発生する心配もなくなります。また、普通徴収（個人納付）では年4回の支払いですが、特別徴収では年12回に分割して毎月の給与から差し引かれますので、1回あたりの負担が緩和されます。

Q3 特別徴収ができない従業員がいる場合、どのような手続きをすればよいですか？

A3 退職者や5月31日までの退職予定者など、表ページに記載した「特別徴収をしなくてもよい場合」に該当する場合には、毎年1月末までに行う給与支払報告書の提出の際に合わせて、「普通徴収切替理由書」を提出することで特別徴収を行わないこともできます。なお、「普通徴収切替理由書」に該当しない従業員の方は全て特別徴収となります。
※eLTAXにて給与支払報告書を提出される場合は、「普通徴収」欄にチェックするとともに、摘要欄に普通徴収切替理由「A～E」のいずれかを入力してください。

お問い合わせ先

市町村担当課	連絡先	市町村担当課	連絡先
大分市市民税課	097-537-5731	杵築市税務課	0978-62-1805
別府市市民税課	0977-21-1119	宇佐市税務課	0978-27-8129
中津市税務課	0979-22-1116	豊後大野市税務課	0974-22-1001
日田市税務課	0973-22-8396	由布市税務課	097-582-1269
佐伯市課税課	0972-22-3115	国東市税務課	0978-72-5156
臼杵市税務課	0972-86-2704	姫島村税務課	0978-87-2275
津久見市税務課	0972-82-9512	日出町税務課	0977-73-3123
竹田市税務課	0974-63-4803	九重町税務課	0973-76-3803
豊後高田市税務課	0978-25-6182	玖珠町税務課	0973-72-1114

